

放送事業者に対する アンケートの結果について (マスメディア集中排除原則関連)

**デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局**

令和7年12月24日

- 地上テレビジョン放送事業者（127社中、124社より回答）に対し、アンケートを実施。
- マスメディア集中排除原則に関する回答について、同一放送対象地域における複数局の支配を経営の選択肢であることを前提に緩和を要望する意見が、事業者の規模感や地域内の局数、ネットワーク系列を問わず、一定程度見られた。
- 一方、マス排緩和について、多様性・多元性の確保の観点から慎重な意見や、収支改善への効果を感じていないという意見も見られた。
- 併せて、基幹放送普及計画における「放送系の数の目標」の見直しや、支配関係に関する基準や認定放送持株会社に関する規制、複数メディアの支配に関する規制の緩和等に関する意見があった。

（１）同一放送対象地域における複数局支配（１局２波等）

- ・メディアの多様性を確保しつつ経営の持続可能性を維持するためには、１局２波等の柔軟な放送制度が求められる。
- ・経営の選択肢を増やし、経営の柔軟性を確保する観点から経営統合による１局２波等のマス排緩和を要望。
- ・１局２波等が経営改善の選択肢として選べるよう御検討いただきたい。
- ・経営の選択肢として認めることが望ましい。
- ・地方の人口減少の中、地域報道や情報発信の機能を維持するため、経営の選択肢を広げることが望ましい。
- ・個社の経営判断を優先に、同一県内のマス排緩和を検討してほしい。
- ・周辺局との統合など様々な選択ができるよう１局複数波についてはより広く認めていただきたい。
- ・経営の厳しいローカル局として選択肢が広がるものと捉える。
- ・経営の選択肢として、兼営・支配を認めることが望ましい。
- ・放送対象地域が重複する場合における複数テレビ局の兼営・支配を可能とする緩和を要望。「１局複数波」などの経営選択肢が広がることにより、柔軟で多様な番組編成やサービスが可能になる。「多様性」「地域性」がより確保される状態を生み出すことができれば、「多元性」の一定程度の棄損は許容されるべき。
- ・同一放送対象地域において民放テレビ局が４局以上ある場合、２局までの兼営・支配を認めても良いと考える。現状では３局以下地域が存在しており、４局以上地域で自局に加えてもう１局までの兼営・支配を認めたとしても、「マスメディア集中排除原則」の理念に反することはないのではないか。

(続き)

- ・同一県内のマス排緩和は、経営の選択肢が増えるという点では賛同。
- ・設備投資への経済合理性が認められれば、経営基盤の強化にもつながる可能性もある。
- ・人員、設備、系列等の検討は必要かもしれないが、選択肢の一つとしては良い。
- ・民放各社が最適な選択を行えるよう、制度を整えておくことに一定の合理性がある。
- ・テレビ局の地域での役割や広告市場の維持を図るためにも、同一放送対象地域における兼営や支配を認め、現在の放送環境を維持することが望ましい。
- ・合併等の急激な変化が生じる再編手続以外に議決権による経営統合のような比較的穏やかな手法を取れるようになり、経営統合等のハードルが低くなるのではないか。
- ・公平で多様な情報の発信を前提とした兼営・支配も選択肢として考える必要。
- ・同一県内におけるマス排緩和は、市民の知る権利を守り、権力を監視し、社会課題を提起する地域報道の視点が兼営・支配によって画一化しかねないといった懸念はあるものの、総じていえば、どちらかといえば望ましい方向性である。
- ・経営の選択肢を増やすことに繋がるという点では賛同するが、放送の多元性・多様性・地域性が確保されなくなる恐れがある為、経営面の視点だけではなく、地域情報の偏りに最大限憂慮すべき。
- ・地方局において経営の選択肢を広く取ることは重要であることから緩和することに対しては賛成。地域情報の発信・共有が画一的若しくは疎かにならないようにする多様性・多元性を確保する仕組みが必要。
- ・経営の柔軟性を確保し、持続可能な放送サービスを維持するため、一定の緩和策が必要。地域社会に密着した報道と文化的価値の共有を確保しながら、柔軟な制度設計を行うことが重要。
- ・経営の選択肢として兼営・支配を緩和することはある程度必要と考えるが、地域性や情報の多様性が失われたり、中立性が欠如することに繋がらないよう、慎重に議論した上で判断していくべき。
- ・経営の選択肢としては評価するが、報道機関の多角的な見方を伝える使命が果たせるか懸念。

(続き)

- ・経営の持続可能性確保に向けた選択肢として、一定の合理性を含むものとするが、実現は容易ではない。
 - ・考え得る選択肢であるとは思いますが、現時点で同一県内での統合は考えづらい。
 - ・同一県内の経営統合はイメージしにくい。近隣エリアの同系列局との協力・連携は考えられる。
 - ・1局2波体制に向けたマス排緩和の変更は必要性を感じていない。
 - ・同一地域での経営統合は今後あると思うが、「1局2波」を希望する可能性は低いのではないかと。
 - ・地元放送事業者間で送信設備の共同建設・保守をおこなっており、また、共同利用検討も具体的に始まっていることから、経営面として同一エリア内での兼営・支配は必要性をあまり感じていない。
-
- ・1局2波といっても、2局を経営することと変わらず、劇的な経費削減は難しいと思われる。
 - ・経営上の収支改善につながるか、不透明なのが実感。
 - ・1局2波や広域化など、経営の選択肢を増やすことによる経営への影響は少ない。
 - ・同一県内のマス排緩和については必要ないと考える。各局でエリア内の広告収入を分け合う構造に変化はなく、双方の経営基盤の強化に繋がらないことに加え、報道や番組の多様性が失われることも危惧される。
 - ・著しく経営困難に陥った局に特例として認めるなど、厳格で限定的な適用基準で制度設計されるべき。地域への情報量が縮小する可能性があるため、慎重に進める必要がある。具体的な運用とそれによる経営の効率化がイメージしづらい。
 - ・地域の視聴者にとっても有益なものかどうか議論の余地がある。2波分の制作コストを地方局が維持できるのか疑問。

(続き)

- ・緩和を検討する余地はあるものの、放送の多元性や多様性、地域性を維持する観点から、各局の独自性を損なわないよう配慮する必要。
- ・言論の多様性の確保、公正・中立な報道の維持、健全な競争の促進という原理原則を守るために、今のところ必要ないとする。ただし、今後の業界の状況次第では、その必要性が出てくるかもしれない。
- ・1局2波での経営統合という考え方もあり得るが、編成権限などについて調整が必要。地域情報がどれだけ担保されるかも不透明で、解決すべき課題は多い。
- ・放送の多元性・多様性・地域性を棄損し、結果的にテレビ離れを一層加速させることが懸念。
- ・ただちに緩和する必要性は無いと考えている。マス排原則の根本にある多様性という観点や新聞社等の他メディアからの独立性を確保する観点から、慎重に検討すべき。
- ・「ニュース編集権の独立性の担保」や「地域情報の放送比率の維持」など公共性の確保を最優先に、つとめて慎重な検討がなされるべき。
- ・地域における放送の多元性を損なうおそれがあることから変更は必要ない。
- ・一定の理解はできるが、極めて慎重な議論が必要。放送の多元性・多様性が確保されるかどうかの検証が不可欠。
- ・キー局による支配が進み、県域放送の独自性が弱まる可能性。
- ・放送の多様性を担保する観点から、経済合理性に加え他要素も考慮した上で判断していくもの。
- ・地域情報の発信や多様性確保が損なわれる可能性があり、慎重な検討が必要。
- ・公共性、多様性、信頼性といった観点で、地域の健全な情報空間が損なわれないような制度設計を望む。
- ・マス排が意図する情報の多様性、多元性が損なわれる懸念がある。

(2) 基幹放送普及計画における「放送系の数の目標」

- ・基幹放送普及計画における各放送対象地域の「放送系の数の目標」についても同時に見直し、放送における「多元性」の在り方を根本から見直すことを要望する。
- ・これからの配信時代も踏まえながら、「1県に何局」が妥当なのか、事業規模の抜本的な検討が必要なのではないか。

(3) その他要望

- ・「支配」とみなされる役員支配基準の引き上げ。
- ・放送対象地域が重複する場合の支配基準（議決権保有比率及び役員兼任比率）の緩和。
- ・認定放送持株会社とその傘下の基幹放送事業者の役員兼任比率の緩和。
- ・他局の10分の1超の議決権の保有割合が判明した場合における猶予期間の設定、大株主に対する他局の議決権の保有状況の報告義務の新設、資産要件基準の緩和について検討いただきたい。
- ・認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者に限っての「9局制限」の撤廃について、検討いただきたい。
- ・認定放送持株会社の特例（外資規制の直接適用、議決権5分の1未満規制、外国人取得株式の名義書換拒否）の非上場企業での適用。
- ・地上波ラジオとコミュニティ放送の兼営・支配、地上波テレビとBS放送の兼営の解禁。
- ・三事業（新聞、テレビ、ラジオ）支配の禁止の廃止。
- ・複数メディアの一体的支配に係る規制緩和は、地域の多様な言論環境の維持を最優先とし、慎重な検討をすべき。
- ・複数放送対象地域における放送番組の同一化の制度をより使いやすくすることも考えられる。
- ・放送番組の同一化によって地域情報が減少し、視聴率や地元スポンサーの出向に影響が出る恐れがあり、地方局が長年培ってきた地域との絆や地域メディアとしての役割等を毀損することがないように、十分に配慮する必要がある。
- ・マスメディア集中排除原則に関する条文の簡素化・平易化をお願いしたい。